

Q & A No. 23 関連 一部補助部分・補助対象物品例

【留意事項】

- 1 下記の申請区分はあくまでも例ですので、適宜使用の実態に即した区分にて申請ください。
- 2 一覧に記載のある物品であっても、用途が補助の要件を満たしていない場合、対象外と判断される場合があります。
（例えば園児用の椅子や園児が直接使用するパソコン・テレビは補助対象ですが、保護者用の椅子や教材作成用のパソコン、職員室用テレビ等の管理用品は対象外となります。）
物品によっては、申請時に担当職員から用途を確認させて頂き、補助対象外とする場合がありますので、ご承知おきください。
- 3 過去年度に補助対象としていた物品を今年度は対象外としている場合、過去年度に補助対象外としていた物品を今年度は対象としている場合があります。
予算の範囲内で可能な限り補助を充実させるため、適宜運用については見直しを図っておりますので、ご理解のほどお願いします。
- 4 下記はあくまで例であり、一覧に記載のない物品についても、補助の考え方に沿うものについては補助対象としています。判断に迷う物品については、適宜担当までご確認ください。

	物品名称	申請区分（例）		物品名称	申請区分（例）		物品名称	申請区分（例）
ABC	AED ※園児用	保健衛生用品	さ	サッカーゴール	運動用具	な	縄跳び	運動用具
	CD・DVD（プレイヤー） ※園児用	教具		三輪車	遊具		人形	遊具
あ	アンブ	教具		ジャングルジム	遊具	は	バケツ ※砂遊び用	遊具
	椅子 ※園児用	教具		食器 ※園児用、食育等の教育的目的による場合	教具		パズル	教具
	衣装 ※園児用、遊戯等に使用し園で所有するもの	教具		身長計	保健衛生用品		パーティーション ※園児用、感染症対策等の保健衛生目的による場合	保健衛生用品
	雲梯	運動用具		図鑑	教具		パネルシアター	教具
	エアコン ※施設改修に該当する大規模設置工事を伴わないもの	保健衛生用品		スクリーン ※園児用	教具		パラバルーン	遊具
	絵本	教具		スコップ ※砂遊び用	遊具		ピアノ ※固定器具等は対象外	教具
	大玉	運動用具		すのこ	保健衛生用品		雛壇	教具
				スピーカー ※園児用	教具		日よけ（シェード・テント等） ※園児用、熱中症対策等の保健衛生目的による場合	保健衛生用品
か	加湿器 ※園児の使用する部屋への設置	保健衛生用品		滑り台	遊具		プール ※可搬・組立式等、設置工事を伴わないもの	遊具
	楽器	教具		ゼッケン	運動用具		フラフープ	遊具
	カーテン ※園児の使用する部屋への設置	保健衛生用品		扇風機 ※園児の使用する部屋への設置	保健衛生用品		ブランコ	遊具
	紙芝居	教具	た	体重計	保健衛生用品		フリスビー	運動用具
	空気清浄機 ※園児の使用する部屋への設置	保健衛生用品		竹馬	遊具		プロジェクター ※園児用	教具
	クリスマスツリー ※季節行事の教育を目的として使用する場合	教具		タブレット ※園児用	教具		ブロック	遊具
	グロッケン	運動用具		玉入れかご	運動用具		平均台	運動用具
	巧技台	遊具		チューナー	教具		ベッド ※園児の救護用	保健衛生用品
	紅白玉	運動用具		綱 ※綱引き用	運動用具		ボール	遊具
	コーン	運動用具		積み木	教具		ホワイトボード ※園児用	教具
				テーブル ※園児用	教具	ま	マイク	教具
				鉄棒	運動用具		マット ※運動用	運動用具
				テレビ ※園児用	教具		水鉄砲	遊具
				テント ※園児用、熱中症対策等の保健衛生目的による場合	保健衛生用品	ら	冷水機 ※園児用、熱中症対策等の保健衛生目的による場合 ※レンタル・消耗品は除く	保健衛生用品
				跳び箱	運動用具		ロイター板（跳び箱用踏切板）	運動用具
				トランポリン	運動用具			
				トンネル	遊具			

Q & A No. 23 関連 一部補助部分・補助対象外物品例

【留意事項】
1 補助対象外物品の原則的な考え方は、下記①～⑥のとおりです。
これに加えて、過去年度に補助対象としていたことがある等、間違えやすい補助対象外物品例を挙げていますので、ご参照ください。
なお、下記の基準は、原則として国の教育支援体制整備交付金の考え方に準じるものです。

- ① 4つの区分（遊具、教具、運動用品、保健衛生用品）のいずれにも当たらないもの。
- ② 消耗品（紙・筆記用具等、1年未満の適正な使用により消費されあるいは消耗するもの）、予備品・交換部品。
- ③ 既存建物の改修や遊具の補修に当たるもの。
- ④ 園庭や園舎に固着させるもの（遊具に関する最低限の取付を除く）。
- ⑤ リース契約など、契約後に物品が園の所有物にならないもの。
- ⑥ その他教育環境の質の向上に当たらないもの。

	物品名称		物品名称		物品名称
ABC	LED照明	さ	消毒液	は	バス
あ	エアコン ※教職員用あるいは埋込型等の施設改修に該当する工事を伴うもの		収納用品		ハンガー
	オープンレンジ		消毒液		パソコン ※教職員用
	大型遊具 ※園庭の大部分を占め、施設改修の一環とみなされるもの（概ね500万円以上が目安）		人工芝 ※埋込式		発電機
か	カート		水栓		フック
	傘立て		砂場シート		ホース
	乾燥機		砂場の砂		防災用品 ※園児の防災教育に用いる教具は対象となり得る
	乾燥棚		石鹸		帯
	教育用アプリケーションソフト（単体）		洗濯機		防犯設備
	靴箱		ソーラーパネル		本棚
	固定部品・固定器具		倉庫	ま・ら・わ	マスク
	コット ※園児の午睡時の使用を主たる目的とする場合		掃除機		リアカー
	コピー機	た	台車		ロッカー
			棚		ワゴン
			蓄電機		
			駐車場用車止め・看板		
			調理器具全般		
			テント ※教職員・保護者用		